

## 豊田市立小・中・特別支援学校 外国人英語指導講師配置業務委託仕様書

### 1 委託業務名

豊田市立小・中・特別支援学校 外国人英語指導講師配置業務委託

### 2 目的

外国人英語指導講師の生きた英語を通して、言語や文化について児童生徒の理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

### 3 履行場所

履行場所は豊田市立小・中・特別支援学校とし、各学校の令和3年度の年間履行日数は【仕様書 別紙】のとおりとする。令和4年度及び令和5年度の年間履行日数については、後日提示する。令和4年度及び令和5年度についても、令和3年度と同程度の日数を配置するものとする。ただし、豊田市（豊田市教育委員会を含む。以下「市」という。）の要請がある場合は、履行場所を変更し、市の指定する場所で業務を履行する。

### 4 履行期間等

- (1) 履行期間は、令和3年4月1日～令和6年3月31日までとする（契約日の翌日から令和3年3月31日までは準備期間とする）。
- (2) 履行日は原則として月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、祝祭日及び市が指定する日は除くものとする。ただし、学校行事等による振替を行う場合がある。
- (3) 学校の長期休業中（夏季休業、冬季休業、春季休業）は原則として業務不要日とする。ただし、市の要請がある場合は業務を履行する。
- (4) 履行時間は午前8時00分から午後5時00分までのうち市の指定する8時間とし、その内、市の指定する45分間を履行不要時間とする。履行開始時刻と履行終了時刻については、配置する学校ごとに指定する。
- (5) 各学校における履行日及び履行時限（担当する授業時間）は、市の指定する時間割に基づくものとする。
- (6) やむを得ない事情により、予定した履行日や履行時限を変更する必要がある場合は、市と受注者で協議の上、履行期間中予定されている履行日数及び履行時限数の範囲で、振替を行う等の調整を行う。

## 5 主要業務

受注者は、市の要請に基づき以下の業務を行う。

- (1) 各学校の年間指導計画及び学習指導案の作成における企画立案
- (2) 小学校外国語活動、小・中学校外国語科、国際理解教育及び国際交流活動の指導
- (3) 児童生徒活動（給食、清掃、クラブ活動等）への参加
- (4) 教材研究、教材作成及び教材の提供
- (5) 外国語教育（英語教育）、国際理解教育関連行事及び研修における指導
- (6) 配置校における教員を対象とした小学校外国語活動、小・中学校外国語科の授業のもち方等に関する指導や、教員の英語力及び指導力向上のための研修

## 6 外国人英語指導講師について

受注者が配置する外国人英語指導講師は、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 母国の公用語が英語である、または、英語を第一言語としている、あるいは、それと同等である。
- (2) 日本語で日常会話程度の会話ができ、日本語能力検定N4レベル以上、またはそれと同等以上の能力である。
- (3) 心身ともに健康で、子どもとともに活動することに意欲がある。
- (4) 日本文化及び日本の学校風土を理解しようとする努力ができる。
- (5) 日本の学校教育や英語授業等についての十分な知識と技量を備えている。
- (6) 学校現場で業務を履行するのにふさわしい人物である。

## 7 外国人英語指導講師の労務管理について

受注者は配置する外国人英語指導講師について、以下のとおり管理及び研修を行うものとする。

- (1) 労働関係法令を遵守した労務管理。
- (2) 本契約内容及び学校での立場、業務委託契約等についての研修。
- (3) 指導力向上をねらいとした、スーパーバイザー等の直接指導による定期的な研修の実施（1か月に1回程度実施し、実施後に書面にて内容を報告すること）。
- (4) 年間2回以上（5月～9月に1回、10月～1月に1回）の訪問指導による業務遂行状況の把握及び評価の実施及び書面による結果の報告。
- (5) 交通事故等、通勤途中での事故災害への対応。

## 8 実績報告

- (1) 受注者は各年度の9月、3月末までの半期ごとに、以下の内容を記載した実績報告書を市が別途指示する期日までに提出すること。
  - ①外国人英語指導講師の配置実績
  - ②配置校の教員に対する研修実績
  - ③外国人英語指導講師に対する研修実績
  - ④前1号から3号に掲げるもののほか、市が求める実績内容
- (2) 業務報告書はデータまたは印刷物で提出すること。

## 9 その他

- (1) 受注者は、業務の受託に当たり、提案書に記載した配置予定の業務責任者を、契約期間中、本業務の業務責任者として配置すること。原則として、業務責任者の交代は認めない。退職、健康上の理由等、真にやむを得ない事由によるときは、市の承認を得て、同等以上の経験を有する業務責任者を配置すること。
- (2) 受注者は、配置する外国人英語指導講師を毎年4月1日までに確定し、それぞれの氏名、性別、生年月日、年齢（4月1日時点）、国籍、在留資格、在留期限、学歴、職歴、賞罰、給食の必要性の有無、通勤方法、日本語能力、配置学校等についての一覧を提出すること。
- (3) 外国人英語指導講師の学校への配置開始日は、毎年度、豊田市教育委員会が指定する日とし、受注者は、配置開始前に1日以上の上記学校訪問及び事前の確認を行わせること。
- (4) 受注者は、配置する外国人英語指導講師の結核の有無について、エックス線間接撮影の方法により検査した結果を、毎年4月第2週までに市に提出すること。なお結果は提出日から起算して過去1年以内のものとする。
- (5) 配置を予定されている外国人英語指導講師が病気等の理由により長期にわたり業務が履行できなくなった場合、受注者は、他の外国人英語指導講師をすみやかに配置すること。
- (6) 市は、受注者に対し、履行期間中であっても本業務委託の履行等について改善を申し入れることができる。その際、受注者は申し入れられた事項の改善をすみやかに行うこと。
- (7) 市は、受注者に対し、訪問計画や学習指導案等の授業仕様書を通知する。また、履行期間中に授業仕様書を変更する場合は、その旨を市が受注者に通知する。
- (8) コロナウイルス感染症等により学校が臨時休業となった場合は、履行場所を自宅も可とする。ただし、受注者は、実施した業務の時間及び内容を、市が別途指示するとおり書面にて報告する。

- (9) 受注者は、本委託業務を履行するにあたり、外国人英語指導講師配置業務委託契約書、本仕様書及び関係法令を遵守すること。
- (10) 受注者は、給食の用意を配置学校に依頼した場合、その給食費は配置当日に当該学校に支払うこと。なお、給食数の増減は、配置予定日の前週の木曜日までとし、その後の変更はできないものとする。
- (11) ア 契約金額の支払いは、各年度の毎月末日を支払整理日として、36回の分割払いとする。
- イ 各年度の支払額は、契約金額から消費税及び地方消費税（以下、「消費税」という。）相当額を除いた額の $12/36$ に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、契約金額から消費税相当額を除いた額の $12/36$ に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を最終年度にあわせて支払うものとする。
- ウ 各回の支払額は、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の $1/12$ に、その額に係る消費税相当額を加えた額とする。ただし、各年度の支払額から消費税相当額を除いた額の $1/12$ に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の合計額を当該年度の最終月にあわせて支払うものとする。
- なお、請求には市の指定した様式を用いること。
- (12) 本仕様書に定めのない事項で必要がある場合及びこの仕様書について疑義を生じた場合は、市と受注者で協議のうえ決定する。

【仕様書 別紙】 令和3年度 履行場所及び年間履行日数（予定）一覧

学校番号	学校名	履行日数
101	崇化館中学校	80
102	朝日丘中学校	104
103	豊南中学校	108
104	高橋中学校	88
105	上郷中学校	68
106	高岡中学校	72
107	保見中学校	52
108	猿投中学校	68
109	猿投台中学校	68
110	石野中学校	16
111	松平中学校	48
112	竜神中学校	96
113	美里中学校	96
114	蓬妻中学校	104
115	若園中学校	60
116	梅坪台中学校	56
117	前林中学校	88
118	益富中学校	48
119	末野原中学校	100
120	井郷中学校	72
121	藤岡中学校	44
122	小原中学校	16
123	足助中学校	36
124	下山中学校	24
125	旭中学校	20
126	稲武中学校	16
127	藤岡南中学校	48
128	浄水中学校	92

201	特別支援学校	35
-----	--------	----

学校番号	学校名	履行日数
1	童子山小学校	80
2	拳母小学校	73
3	根川小学校	77
4	小清水小学校	102
5	前山小学校	98
6	山之手小学校	95
7	美山小学校	100
8	寺部小学校	69
9	平井小学校	53
10	野見小学校	53
11	古瀬間小学校	51
12	矢並小学校	26
13	高嶺小学校	89
14	寿恵野小学校	87
15	畝部小学校	51
16	堤小学校	104
17	若園小学校	104
18	竹村小学校	82
19	駒場小学校	53
20	大林小学校	80
21	大畑小学校	28
22	伊保小学校	44
23	加納小学校	36
24	青木小学校	95
25	西広瀬小学校	26
26	東広瀬小学校	26
27	中金小学校	26
28	上鷹見小学校	26
30	幸海小学校	28
31	岩倉小学校	33
32	九久平小学校	33
33	滝脇小学校	24
34	豊松小学校	28
35	東山小学校	53
36	元城小学校	44
37	梅坪小学校	82
38	朝日小学校	77
39	若林東小学校	75

学校番号	学校名	履行日数
40	東保見小学校	70
41	四郷小学校	53
42	浄水小学校	102
43	平和小学校	44
44	市木小学校	51
45	若林西小学校	51
46	衣丘小学校	82
47	土橋小学校	51
48	広川台小学校	51
49	井上小学校	77
50	五ヶ丘小学校	26
51	西保見小学校	44
52	五ヶ丘東小学	26
53	飯野小学校	40
54	石畳小学校	26
55	御作小学校	26
56	中山小学校	86
57	道慈小学校	26
58	本城小学校	26
59	小原中部小学	26
60	足助小学校	26
61	冷田小学校	26
62	追分小学校	14
63	佐切小学校	13
64	則定小学校	26
65	萩野小学校	13
66	明和小学校	14
67	新盛小学校	13
68	大蔵小学校	14
69	御蔵小学校	13
70	花山小学校	26
71	大沼小学校	14
72	巴ヶ丘小学校	28
74	小渡小学校	14
75	敷島小学校	26
76	稲武小学校	26
77	浄水北小学校	77

\* 1

110	石野中	16
27	中金小	26

\* 2

122	小原中	16
59	小原中部	26

\* 3

123	足助中	36
60	足助小	26

\* 4

124	下山中	24
71	大沼小	14

\* 5

125	旭中	20
75	敷島小	26

\* 6

126	稲武中	16
76	稲武小	26

\* 7

12	矢並小	26
28	上鷹見小	26

\* 8

25	西広瀬小	26
26	東広瀬小	26

\* 9

33	滝脇小	24
70	花山小	26

\* 10

50	五ヶ丘小	26
52	五ヶ丘東	26

\* 11

54	石畳小	26
55	御作小	26

\* 12

57	道慈小	26
58	本城小	26

\* 13

61	冷田小	26
63	佐切小	13

\* 14

62	追分小	14
64	則定小	26

\* 15

65	萩野小	13
67	新盛小	13

\* 16

68	大蔵小	14
69	御蔵小	13

\* 17

74	小渡小	14
66	明和小	14

① \* 1 ~ \* 17の組み合わせについて

- ・1日で2校を訪問する（午前と午後配置を学期で入替え）。
- ・昼食は午後配置の学校で食べる。

②各校の年間履行日数について

- ・表に示した日数を年間履行日数の目安とする。  
（1学級当たり…中学校は年間20時間、小学校は1・2年生年間6時間、3・4年生

- ・年度始めや長期休業の前後に予備日を設定することが望ましい。

（学校側又はA L Tの都合で履行できなかった配置を振り替えて実施するため）